

埼玉県報

第 122 号 令和 2 年(2020 年) 7 月 10 日 金曜日

目次

規則

- O 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則(人事課)
- 埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課)

告示

- 〇 予算の公表(財政課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分(建設管理課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- O 埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別 支援教育課)
- O 埼玉県立越谷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- O 埼玉県立宮代特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- O 埼玉県立川越特別支援学校及び埼玉県立所沢特別支援学校スクールバス運行業務委託 に関する入札公告(特別支援教育課)
- 埼玉県立和光南特別支援学校及び埼玉県立浦和特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- O 埼玉県立秩父特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- O 埼玉県立狭山特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- O 埼玉県立騎西特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)

	△ 10 0 左 (0000 左) 7 □ 10 □
	令和 2 年 (2020 年) 7 月 10 E
0	埼玉県立深谷はばたき特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別
	支援教育課)
0	埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告
	(特別支援教育課)
0	埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告
	(特別支援教育課)
\circ	県道片柳川越線の区域の変更(川越県土整備事務所)
0	
0	県道前橋長瀞線の区域の変更(本庄県土整備事務所)
0	ダビンチXiサージカルシステム一式の賃貸借に関する契約の相手方等の公示(がんセ
	ンター)

規則

改 正 議 する 会 \mathcal{O} 規 議 則を 員 そ こここに \mathcal{O} 他非 公 常 布 勤 す \mathcal{O} 職 る 員 \mathcal{O} 公 務災 害補償等に 関 す ,る条例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十三号

部を改正、 議会の議員その する規 他非常 則 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る条 例 施 行 規 則 \mathcal{O}

十三年埼玉 議 会 \mathcal{O} 議員 県 規 そ \mathcal{O} 則第六号) 他非常 勤 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 部 員 を \mathcal{O} 次 公 務 \mathcal{O} よう 災 害 12 補 改 償等 正 する 12 関 す る 条 例 施行 規 則 (昭 和 兀

十 \mathcal{O} 五. 日 附 一項に 又は 則第 お 診 七 断 項 11 第 て に 二号 ょ 災 0 火害発生 て疾 中 病 百 \mathcal{O} \mathcal{O} 分 発生 日 \mathcal{O} 五. لح が 1 確 を . う。 定 「負 $\overline{}$ 傷 た に 日 若 お 次 け < 項、 は る 法 死 亡 定 附 利 則 \mathcal{O} 第十 率 原 因 に 兀 で 改 項第 あ め る る。 二号 事 故 及 \mathcal{O} 発 \mathcal{U} 第 生

を \mathcal{O} 則第 前項」 八 項 に 中 改める。 一百 分の 五. を 「災害発生 \mathcal{O} 日 にお け る 法 定利率」 に、 \mathcal{O} 同 項

る。 附 則第十 兀 項 第二号中 百百 分 0) 五. _ を 災 (害発生 \mathcal{O} 日 に お け る法定利 率 <u>ٺ</u> に 改 \otimes

を 附 則第十 \mathcal{O} 前 項」 五. 項 に 改 中 \Diamond \neg 百分 る \mathcal{O} 五. を 「災害発生 \mathcal{O} 日 に お ける法定利率」 に、 \mathcal{O} 同 項

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 従 年 日 る 事故 前 金 改 正 と 後 例 9 い \mathcal{O} う。 発生の \mathcal{O} に 11 て適用 ょ 附 $\overline{}$ 則 が 日 第 Ļ 令 和 又 七 は 項 二年 診断 災 第二号及 害 匹 発 に 生 月 ょ 0 び \mathcal{O} _ 日 日 7 第 が 疾 以 八 病 適 項 用 下 \mathcal{O} \mathcal{O} 発生が 規定 日 適用 前 は \mathcal{O} 確 障 日 定 害 _ 負傷若 補 した と 償年金 い う。 日 < 以 $\overline{}$ に は 以 下 死 0 11 後 亡 7 \mathcal{O} 災 \mathcal{O} 火害発生 障 原 は 害 因 補 な で 償 \mathcal{O} あ お
- 3 後 い \mathcal{O} 改 て 族 後 な \mathcal{O} 償 附 お 則第 従 年 前 金 + に \mathcal{O} 兀 例 0 に V 項第二号及 て適用 ょ L び 災害発 第 十 五. 生 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 日 が 適 は 用 災 日 害発 前 \mathcal{O} 生 遺 族 \mathcal{O} 補 日 償 が 年 適 金 用 日 以 0

規則

埼 玉県 自 環 境保全 条 例 施行 規 則 \mathcal{O} 部 を改正す える規 則 をここに 公布 する。

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十四号

埼 玉 県自然環境保全条例 施 行 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規 텕

玉県自 然環境保全条例施行 規 則 昭 和 兀 + 九 年埼玉県 規 則 第五 + 九 号) \mathcal{O}

を次のように改める。

第三条第 項 中 「きこう」 を \neg 聴こう」 に、 きく」 を に 改 \otimes

五条及び第 七 条第 項中 「きこう」を 「聴こう」 に 改 め る

十条、 第十二条第二項、 第十五条及び 第十六条中 次 \mathcal{O} 各号 に を 次 に に

改める。

ょ

うに加える。 十六条第一 号中 レ を シと L = カゝ 6 タ までをホ か 5 レ までとし、 ハ \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O}

= 項 (第九号 境界標 に規定 (不動 す 産 一登記規 る境界標をいう。 則 (平成十 $\overline{}$ 七 を設置すること。 年法務省令第十八 号) 第七 + 七 条

第十六条第一号に次のように加える。

ツ 第七 \mathcal{O} 七十五号) 実施の 絶 号リ 滅 \mathcal{O} ために おそれ 並 第四十 びに第 工 \mathcal{O} 作物 ÷ あ 七条第一 る野 八条第三号 を設 生 置すること 項に規定す 動植 へに 物 \mathcal{O} お 種 る認定保護増殖事業等 1 \mathcal{O} 保 存 て 「認定保護増殖事業等」 12 関する法律 (平成 (第五号ト及び 四年 と **(**) 法 う。 律 第

ネ 又 は 野 標識、 生鳥 獣による 11 そ \mathcal{O} 生態系に 他これ 12 対する被 類するも (害を防 \mathcal{O} を設置すること。 ぐ た 8 に 力 メラ そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 観 測

ナ 法 全第七 他 特定外来生物による生態系等に係る被害 \mathcal{O} 観 + 測機器又 八号) 、は標識、 第三章の < 規定による特定外来生物 V そ \mathcal{O} 他これに類するも \mathcal{O} 防 止 に 関する の防 のを設置 除 法 \mathcal{O} た 律 すること。 \otimes 伞 に 力 成 メラそ + 六 年

六 条第五 号 \sim 中 伞 成十 六年 法律 第 七 +八 号) _ を 削 り、 同 号中 \sim を チと

し、ホの次に次のように加える。

定 る \mathcal{O} 玉 内希 に (同法 よる 少野 \mathcal{O} おそれ 環境大臣 第 五. 生 +動 植 兀 \mathcal{O} 物種 ある野生 条第二項 \mathcal{O} 許 又は 可に · 係る \mathcal{O} 同法第五 動 規 植 木竹 定 物 に \mathcal{O} 条第 ょ で 種 る協 あ \mathcal{O} _ 保 9 存に 項に 議 て に 係 規定する緊急指定種に 同 関する法律第十 る 法 ŧ 第四条第三項に規 \mathcal{O} を含 む 条第 を 伐採す 係 定 項 す \mathcal{O} 規

定保 護 増殖事業等 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} た \emptyset に 木竹 を伐 採 すること。

ワとし、 法第五十四条第二項の 第十六条第七号チ中「(平成四年法律第七十五号)」を削 リからル までをヌからヲまでとし、 規定による協 議に係るもの チの次に次のように加える。 を含む。 $\stackrel{\smile}{}$ り、 を加え、 「もの」の下 号中 ・ヲを

認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

カコ らチ」 第十八条中「次 に改め、 同条第三号に次のように加える。 の各号に」を「次に」 に改め、 同条第一号中「ロ から ホ \sqsubseteq を 口

ホ 定による環境大臣 議に係る行為を含む。 絶滅のおそれの の許可に係る行為(同法第五十四条第二項の規定による協 ある野生動植物の 種の保存に関 する法律第十条第一 項 \mathcal{O} 規

へ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第二十三条中 「次の各号に」を「次に」に改め、 同条第一 号イ中 「ヲ、 彐 及び

を「ワ、タ及びレ」に改める。

第二十四条第一 則 項中 「次の各号 0) _ を 次 \mathcal{O} 各号の 11 れ か に 改める。

 \mathcal{O}

規則は、

公布

0

から

施行する。

埼玉県告示第七百六十号

表する。 正予算(第五号)及び令和二年度埼玉県一般会計補正予算(第六号)を地方自治法埼玉県議会令和二年六月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 次のとおり公

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,741,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,028,585,667千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款			項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国	庫 支 出	出 金			197,088,975	3,621,879	200,710,854
			1 国	庫 負 担 金	111,231,873	629,604	111,861,477
			2 国	庫 補 助 金	79,785,181	2,992,275	82,777,456
10 財	産 収	λ			10,969,034	308	10,969,342
			1 財	産 運 用 収 入	6,007,668	308	6,007,976
11 寄	附寸	金			157,001	105,000	262,001
			1 寄	附 金	157,001	105,000	262,001
12 繰	Д	金			91,197,531	1,878,194	93,075,725
			2 基	金 繰 入 金	79,491,747	1,878,194	81,369,941
14 諸	収	λ			34,440,636	4,679,800	39,120,436
			7 雑	入	11,843,422	4,679,800	16,523,222
15 県		債			209,849,000	456,000	210,305,000
			1 県	債	209,849,000	456,000	210,305,000
	歳	λ	合	計	2,017,844,486	10,741,181	2,028,585,667

歳 出 (単位 千円)

		款				:	項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2	総	務	費							104,826,239	105,250	104,931,489
				1	総	務	管	理	費	36,600,442	105,250	36,705,692
3	民	生	費							388,834,638	234,877	389,069,515
				1	社	会	福	祉	費	278,787,240	129,385	278,916,625
				2	児	童	福	祉	費	98,550,799	105,492	98,656,291
4	衛	生	費							81,659,485	3,043,957	84,703,442
				1	公	衆	衛	生	費	45,188,283	2,964,957	48,153,240
				4	医		薬		費	12,183,999	79,000	12,262,999
6	農	林 水 産 業	費							24,412,237	657,708	25,069,945
				3	畜	産		業	費	1,302,537	657,708	1,960,245
7	商	I	費							44,625,853	5,705,848	50,331,701
				1	商	エ		業	費	44,258,903	5,705,848	49,964,751
10	教	育	費							491,019,597	993,541	492,013,138
				1	教	育	総	務	費	50,840,071	121,791	50,961,862
				4	高	等	学	校	費	101,767,287	586,564	102,353,851
				5	特	別支	援	学 校	費	46,170,205	163,074	46,333,279

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	7 私 立 学 校 費	62,178,970	122,112	62,301,082
歳 出	合 計	2,017,844,486	10,741,181	2,028,585,667

第2表 債務負担行為補正

変 更

(単位 千円) 補 正 前 補 正 後 項 期 間 限 度 額 期 間 限 度 額 中小企業者制度融資貸付事業利 令和 3 年度から 令和 3 年度から 22,632,167 35,389,267 令和17年度まで 令和17年度まで 子補助(令和2年度融資分)

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起	債	Φ	目	的		限		起債の方法	利 率	償還の方法
起	浿	の	Н	נם		PIX	反		和 李	順 退 の カ 広
								普通貸借又は証券発行(他	10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通
								の地方公共団体との共同発	率見直し方式で借り入	条件により、銀行その他の場
					行を含む。)。ただし、発	れる資金について、利	合はその債権者と協定した融			
県立学		情報		信 基			456,000	行価格が額面金額を下回る	率の見直しを行った後	通条件による。ただし、県財
整	備		事		業			ときは、その発行価格差減	においては、当該見直	政の都合により据置期間を短
								額をうめるため必要な金額	し後の利率とする。	縮し、若しくは繰上償還又は
						1		を限度額に加算した金額と		低利に借り換えることができ
						することができる。		る 。		

令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,444,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,177,030,026千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款			項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国	庫 支 出	金				200, 710, 854	151, 492, 516	352, 203, 370
			1 国	庫 負	担 金	111, 861, 477	665, 206	112, 526, 683
			2 国	庫補	助 金	82, 777, 456	150, 800, 729	233, 578, 185
			3 委	託	金	6, 071, 921	26, 581	6, 098, 502
10 財	産 収	入				10, 969, 342	366	10, 969, 708
			1 財	産 運 用	収入	6, 007, 976	366	6, 008, 342
11 寄	附	金				262, 001	155, 000	417, 001
			1 寄	附	金	262, 001	155, 000	417, 001
12 繰	入	金				93, 075, 725	△3, 203, 523	89, 872, 202
			2 基	金 繰	入 金	81, 369, 941	△3, 203, 523	78, 166, 418
	歳	入	合	計		2, 028, 585, 667	148, 444, 359	2, 177, 030, 026

歳 出 (単位 千円)

		款					項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2	総	務	費							104, 931, 489	436, 891	105, 368, 380
				1	総	務	管	理	費	36, 705, 692	155, 366	36, 861, 058
				2	企		画		費	5, 950, 387	206, 040	6, 156, 427
				8	防		災		費	4, 958, 190	75, 485	5, 033, 675
3	民	生	費							389, 069, 515	47, 435, 327	436, 504, 842
				1	社	会	福	祉	費	278, 916, 625	43, 876, 490	322, 793, 115
				2	児	童	福	祉	費	98, 656, 291	3, 545, 587	102, 201, 878
				3	生	活	保	護	費	11, 423, 258	13, 250	11, 436, 508
4	衛	生	費							84, 703, 442	84, 307, 661	169, 011, 103
				1	公	衆	衛	生	費	48, 153, 240	84, 307, 661	132, 460, 901
5	労	働	費							5, 603, 207	77, 559	5, 680, 766
				1	労		政		費	2, 012, 492	63, 478	2, 075, 970
				2	職	業	訓	練	費	3, 429, 547	14, 081	3, 443, 628
6	農	林水産	業費							25, 069, 945	93, 086	25, 163, 031
				1	農		業		費	8, 496, 972	93, 086	8, 590, 058

	款			J	項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商	工	費						50, 331, 701	12, 023, 547	62, 355, 248
			1 商	エ		業	費	49, 964, 751	12, 023, 547	61, 988, 298
9 警	察	費						147, 331, 176	65, 023	147, 396, 199
			2 警	察	活	動	費	11, 887, 703	65, 023	11, 952, 726
10 教	育	費						492, 013, 138	4, 005, 265	496, 018, 403
			1 教	育	総	務	費	50, 961, 862	2, 408, 560	53, 370, 422
			3 中	学		校	費	82, 990, 759	1,500	82, 992, 259
			4 高	等	学	校	費	102, 353, 851	681, 553	103, 035, 404
			5 特	別 支	援	学 校	費	46, 333, 279	485, 681	46, 818, 960
			7 私	<u> </u>	学	校	費	62, 301, 082	395, 471	62, 696, 553
			9 保	健	体	育	費	1, 332, 900	32, 500	1, 365, 400
	歳	出	合		計			2, 028, 585, 667	148, 444, 359	2, 177, 030, 026

埼玉県告示第七百六十一号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 · つ いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお お り 縦覧 11 て準 九 に 供する。 用する同 +号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコーマーケットシティ所沢

埼玉県所沢市北原町千四百十五——外

ロ変更の概要

大規 模小売店 舖 を 設置す える者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び 住所並 び に法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 近畿車輛株式会社 代表取締役 桜井紘

大阪府東大阪市稲田新町三丁目九番六十号

(変更後) 近畿車輛株式会社 代表取締役 岡根修司

大阪府東大阪市稲田上町二丁目二番四十六号

大規 模小売店舗 に お 1 て 小 売業を行う者の 氏名又は名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計八者

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計八者

ハ 変更年月日

平成三十一年四月一日外

二 届出年月日

令和二年六月十九日

二 縦覧期間

令和二年七月十日から令和二年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月十日から令和二年十一月十日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第七百六十二号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 に 供 用する同 +いする。 _ 号) 法第五条第三項 第六条第二項 0 規定に \mathcal{O} 規定によ . よる届 ŋ

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコーマーケットシティ所沢

埼玉県所沢市北原町千四百十五—一外

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 図面省略 容量 九八立方メートル

(変更後) 位置 図面省略 容量 九八立方メートル

ハ 変更年月日

令和三年二月二十日

二 届出年月日

令和二年六月十九日

二 縦覧期間

P和二年七月十日から令和二年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模 \mathcal{O} 生活 小売店舗立 1環境の 保 地 法第 持 \mathcal{O} た 八 8 条第二項 配慮す ~ \mathcal{O} き事 規 定 項 12 に ょ 9 り V 当該 て意見を有する者は 大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 県 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月十日から令和二年十一月十日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第七百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を令和二年七月七日認可した。

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

青毛堀用悪水路土地改良区

二 事務所の所在地

加須市

埼玉県告示第七百六十四号

規 定により、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 許可を取り消したので、 次 以下 のとおり公告する。 法」 という。 第二十九条第一 項 \mathcal{O}

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

処分をした年月日

令和二年七月六日

処分を受けた者の商 号、 主たる営業所の 所在 地、 代 表者 \mathcal{O} 氏名及び許可

イ 商 号

有限会社ツノダ

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県新座市野火止五丁目二十九番十五号

ハ 代表者の氏名

角田 弘

二 許可番号

埼玉県知事許可(般—二十七)第五九九二七号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

ら懲役七月 ている。 有限会社 ツ (執行猶予三年) ノダの 役員は、 \mathcal{O} 道路交通法違 判決を受け、 反 令和元年十月 \mathcal{O} 罪 に ょ り、 十二日、 さい たま地方裁判所 そ \mathcal{O} 刑 が 確定 カュ

 \mathcal{O} このことは、 \mathcal{O} 欠格要件に該当することか 法第 八条第十二号(役員等のうち 6 法第二十九 条第一 に第七号に該当する者の 項第二号に規定する あ 許可 るも

の取消し事由に該当する。

埼玉県告示第七百六十五号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

川越市

二作業種類

公共測量

修正測量

作業地域

三

川越市地内

作業期間

兀

令和二年六月十九日から令和三年三月十二日まで

埼玉県告示第七百六十六号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

上尾市

二作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

三 作業地域

上尾市及びその周辺

四 作業期間

令和二年十月一日から令和三年三月十五日まで

埼玉県告示第七百六十七号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA、B又は C等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和2年8月25日(火)午前9時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21 日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Omiya Ro School for the deaf"
- (2) Time-limit for tender: 9:15 a.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百六十八号

令和二年七月十日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立越谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格 付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 令和 2 年 8 月25日 (火) 午前 9 時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Koshigaya School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:45 a.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百六十九号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立宮代特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格 付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和2年8月25日(火)午前10時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Miyashiro School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 10:15 a.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十号

令和二年七月十日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 大 野 元 裕

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格 付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和2年8月25日(火)午前10時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Kawajimahibarigaoka School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 10:45 a.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十一号

令和二年七月十日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川越特別支援学校及び埼玉県立所沢特別支援学校スクールバス運行 業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 令和 2 年 8 月 25 日 (火) 午前11時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和<mark>2</mark>年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に令和 2 年 7 月 30日 (木) 午後 5 時までに<mark>紙媒体で</mark>提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21日 (火)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Kawagoe School for Special Needs" and "Tokorozawa School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 11:15 a.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十二号

令和二年七月十日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立和光南特別支援学校及び<mark>埼玉県立</mark>浦和特別支援学校スクールバス運 行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和2年8月25日(火)午後1時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和<mark>2</mark>年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に令和 2 年 7 月 30日 (木) 午後 5 時までに<mark>紙媒体で</mark>提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21 日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Wako-Minami School for Special Needs" and "Urawa School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 1:45 p.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十三号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立秩父特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA又はB等 級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 令和 2 年 8 月25日 (火) 午後 2 時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Chichibu School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 2:15 p.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十四号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立狭山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA又はB等 級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 令和 2 年 8 月25日 (火) 午後 2 時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21日 (火)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Sayama School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 2:45 p.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十五号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立騎西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 令和 2 年 8 月 25 日 (火) 午後 3 時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21 日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Kisai School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 3:15 p.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十六号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立深谷はばたき特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA又はB等 級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和2年8月25日(火)午後3時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21 日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Fukayahabataki School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 3:45 p.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十七号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA又はB等 級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 令和 2 年 8 月25日 (火) 午後 4 時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Irumawakakusa School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 4:15 p.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第七百七十八号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年七月十日

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日(木)から令和7年12月31日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和 2年埼玉県告示第500号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格 付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 谷田 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 令和 2 年 8 月25日 (火) 午後 4 時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 令和2年8月 24日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に令和2年7月30日(木)午後5時までに紙媒体で提出し、 競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 2 年 7 月 21 日 (火) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Toda-Kakehashi School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 4:45 p.m., August 25, 2020(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 24, 2020)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号告 一宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

令和二年七月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

道路の種類 県道

線 片柳川越線

三 道路の区域

新	IΒ	旧 新 別	
原 -	香一也是此方司卜卜名下太爷名川越市大字下広谷字牛原三八九	区間	
九・二一~ 四三・七五	九・二一〜四三・七五	(メートル)敷地の幅員	
<u> </u>	- - - - - - -	(メートル) 延長	
区域の一部変更である。県土整備事務所長告示第三号の	今中二年一月二十四日寸寸奇玉県川伴う道路改良事業による。首都圏中央連絡自動車道築造工事に	備考	

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

び埼玉県本庄県土整備事務所におい その関係図面は、令和二年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及 て一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 前橋長瀞線

三 道路の区域

坎	₩₽	(12)	旧
新 B	新 A	旧 A	新
	TIII		別
 本庄市児玉町太駄字八殿谷四四六 本庄市児玉町太駄字八殿谷四四六		区間	
九・五〇~	八・六七~	八・六七~四二	敷地の幅員
三	二三四・六六		(メートル)
予定 部は本庄市に引き継ぐ			備考

埼玉県病院事業告示第二十四号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 随意契約の

令和二年七月十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量 ダビンチXiサージカルシステム一式の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局及び所在地 埼玉県立がんセンター事務局業務部用度担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年6月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 インテュイティブサージカル合同会社 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル
- 5 契約金額 30,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 第372号)第11条第1項第1号に該当